

# 令和7年第3回九戸村議会定例会

令和7年9月4日（木）

午前10時 開議

## ◎議事日程（第2号）

- 日程第1 一般質問
- 1 中 村 國 夫 議員
  - 2 川 戸 茂 男 議員
  - 3 久 保 えみ子 議員
  - 4 坂 本 豊 彦 議員

◎出席議員（11人）

1番	大崎	優一	君	8番	岩淵	智幸	君
2番	久保	えみ子	君	9番	保大木	信子	君
3番	渡	保男	君	10番	古舘	巖	君
5番	中村	國夫	君	11番	川戸	茂男	君
6番	坂本	豊彦	君	12番	桂川	俊明	君
7番	上村	昇	君				

◎欠席議員（1人）

4番 高崎 覺志 君

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	大久保	勝彦	君				
副	村	長	岩崎	一弘	君			
教	育	長	高橋	良一	君			
総	務	課	長	野辺地	利之	君		
村	づくり	推進	課	長	川原	憲彦	君	
会	計	管	理	者	大崎	篤史	君	
兼	税	務	住	民	課	長		
保	健	福	祉	課	長	篠山	剛	君
産	業	振	興	課	長	浅水	涉	君
地	域	整	備	課	長	関口	猛彦	君
上	下	水	道	課	長	下高山	朋徳	君
兼	水	道	事	業	所	長		
教	育	次	長	松浦	拓志	君		

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	柳	平	善	行
主			任	山	本	猛	輝

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） おはようございます。

ただ今の出席議員は、11 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、4 番、高崎覺志議員から欠席の届けがありました。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（桂川俊明君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（桂川俊明君） これから、本日の議事日程に入ります。

日程第 1、一般質問を行います。

本日の一般質問者は、4 人であります。

初めに 5 番、中村國夫議員の質問を許します。

5 番、中村國夫議員

（5 番 中村國夫君登壇）

○5 番（中村國夫君） 皆さま、おはようございます。本日、村民一人一人の明るい未来のために、一般質問いたします。

私は、村長が目指す九戸村像と第 3 次九戸村総合発展計画について、今後の村政運営について、県への要望についての 3 項目について、村長にお伺いいたします。

はじめに、村長が目指す九戸村像と、第 3 次九戸村総合発展計画について伺います。第 3 次九戸村総合発展計画は、今後の九戸村の将来像を描く大変重要な九戸村の経営方針であります。総合発展計画は、多くの村民の参画の下に結集され、関係各位のご理解とご協力を賜り策定されたものであります。総合発展計画で取り組む施策は相当数に及んでおりますが、自治体が責任を持って将来を予想し、主体的、主導的に計画作りを推進していくことが必要不可欠であると考えます。九戸村の将来についての基本的な考え方、進むべき方向性をしっかりと示しながら、特に人口減少、少子高齢化の進展する状況下において、今後どのように対応していかれるのか。施策を遂行するに当たって、財政計画についても村民に適切に提示され、村民が九戸村の未来に夢と希望を持てるような計画であり、迅速に実現がなされるよう期待するものであります。そこで、次の 3 点について伺います。

1 点目。村長が目指す九戸村像とは何か、伺います。

2 点目。第 1 回定例会において、第 3 次総合発展計画については中間年の 5 年

目を迎え、令和7年度は、総合発展計画の改定、見直しを行う考えを示しておられますが、具体的にいつまでに何をどのように改善し見直されるのか、伺います。

3点目。計画には、基本目標、10年後を目指す姿として、「九戸村が将来的に存続できるかは、『今がラストチャンス』との思いで、人口減少・少子化対策に本格的に取り組むべき、『これからの10年である』と位置付け」られています。この点について、村長の考えを伺います。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君） それでは、1項目目でございます。村長が目指す九戸村像と第3次九戸村総合発展計画につきまして、3項目ご質問をいただきました。

まず、初めの（1）でございます。村長が目指す九戸村像とは、何か伺うということでございますが、昨年の4月20日に村長に就任してから、日々、身の引き締まる思いの中、「対話と信頼、納得と共感」の政治姿勢の下、村民の皆さまの叱咤激励をいただきながら「夢と希望のある村づくり」に努めてまいりました。

本村にとりまして、今年度、令和7年度は、昭和30年に戸田村、伊保内村、江刺家村の3カ村が合併して70周年を迎えました。この節目の年に当たりまして、本年4月には村内の五つの小学校が統合され、九戸小学校が開校するなど、まさに村の教育環境をはじめ、村のあり様、地域の姿が大きく変化する節目の時代を迎えていると思っております。これまでの70年間の村づくりを今一度、振り返りながら、新たな時代につなぐ節目の年と位置付けて、村政を進めていく決意でございます。

まず、現状認識といたしまして、私たちのふるさと九戸村は、少子化・高齢化、そして人口減少が急速に進んでおり、これまで経験したことのない社会に向かっているというふうに認識してございます。人口減少につきましては、日本国全体で進んでおり、昨年の出生数は70万人を切ったということで、今後も出生数の回復はままならない、むしろ減少に向かうとの予想もされているところでございます。

このことから、私はこれまでの自治体間での人口を奪い合うというような構図ではなくて、人口減少をある程度受け入れる覚悟が必要ではないかというふうに考えているものでございます。これからの村づくりに大事にすべきことは、村民の数は、そのとおりでございますが、今、九戸に住んでいる村民の皆さまが、どれだけ「幸せであるか」ということだというふうに思っております。「人口が減っても笑顔あふれる九戸村」の実現に取り組んでまいります。その笑顔は、村民はもちろんのこと、九戸に関係している人、観光客や九戸村のことが好きな人を増やし、笑顔になってもらいたい。そのことが結果として、九戸村に住み続けたいと思うことにつながるのだというふうに考えているところであります。

本村は、これまで子育て支援として 18 歳までの医療費の無料化、保育料や学校給食費の無償化、伊保内高校生への制服購入の助成など、子育て世代が安心して暮らせる環境づくりに力を入れてきたことは、皆さまご承知のとおりでございます。また、移住・定住の促進では、令和 3 年度から地域おこし協力隊の採用を開始し、任期を終えた方で、村内で起業され、引き続き定住されている方もおられます。これまで村で行ってまいりました良い施策は継続し、時代にそぐわないことは大胆に見直しを進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

私たちの村には豊かな自然、歴史、伝統があり、そして温かい村民の皆さまがいらっしやいます。これらの資源を最大限に生かし、小規模自治体ならではの持続可能で村民の満足度の高い村づくりに努めてまいりたいと考えております。そして、若い世代が夢を持ち、高齢者が安心して暮らせる、「小さいからこそ輝く自治体」、そんな村となるように日々、邁進してまいりたいと思います。議員の皆さまをはじめ、村民の皆さまのご指導を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

次に、(2) として、第 3 次総合発展計画について、中間年の 5 年を迎え、令和 7 年度は、総合発展計画の改定・見直しを行うという考えにつきましては、第 1 回定例会の施政方針の中でも述べさせていただいたところでございます。

現行の「第 3 次総合発展計画」は、村の最上位の行政計画として、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間で想定した計画でございますが、策定から 5 年が経過いたしました。このことから、現時点での進捗状況等を踏まえ、その後の村政を取り巻く環境の変化に対応するため見直しを図るものであります。また、第 3 次総合発展計画は、前村政において策定されたものでありまして、昨年 4 月の村長選挙におきまして、私が掲げた公約に、これを計画に盛り込みたい、盛り込むべきだというふうに思っております。村民の皆さまからご支持をいただいた公約を、私が目指す村づくりの計画に盛り込む意味でも、今、今回この 5 年を境に見直しが必要だというふうに思っているところでございます。

具体的にとのご質問でございますが、現在、今、庁内でまさに見直しを行っているさなかでございます。これまでの計画の進捗状況の評価を行いながら、計画が達成されたもの、未実施のもの、または現況にそぐわない計画等の整理を行っている段階でございます。最終的には、議会への提案は来年 3 月の定例会を目指しておりますが、計画の概要がまとまった時点で、あらためて議会の皆さまをはじめ、説明をさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これまでの政策において、良いものは継続し、見直すべきものは見直し、私が掲げた四つの重点施策でございます「福祉の里づくり」構想の推進、そして教育、文化、スポーツの振興と子育て世代が定着できる教育

環境の整備。三つ目として、基幹産業である農林業の振興と、商工業とともに調和の取れた地域経済の再生と若者の雇用の拡大。四つ目、安心、安全に暮らせる地域づくり、地震や自然災害に備えて各方面での対策をとということで、重点施策を掲げさせていただいておりました。これらの調整を図りながら、計画をさらに練り上げてまして、村政を前に進めていきたいと考えております。

(3) 番の基本目標、10年後の目指す姿、九戸村が将来的に存続できるかは「今がラストチャンス」ということで、人口減少・少子化対策に本格的に取り組むべきと。この点について、考え方ということでございます。

人口減少・少子化対策は、「総合発展計画」の見直しにおきましても、引き続き最大の課題であるというふうに認識しております。現行計画においても、「人口減少・少子化の危機的な状況の克服」を基本目標の一つとして掲げておりますが、その後の社会情勢や統計を踏まえますと、この方向性は今後も変わるものではないかと考えております。特に、日本全体で人口減少が進行しておりまして、先ほども申し上げました、去年の出生数は70万人を下回ったと。今後もその大幅な回復は見込みづらく、むしろさらなる減少が、国全体としては予想されているというふうなことでございます。こうした現実を直視しながら、これまでのように自治体間での人口を奪い合うというような構図からは脱却し、ある程度の人口減少を受け入れるという視点も必要ではないかというふうに考えているところでございます。

今後の村づくりにおきましては、単に「人口を増やす」ということだけではなくて、「村民一人ひとりがどれだけ幸せに暮らせるか」が、重要な指標になるというふうにも考えております。人口が減少しても、村民の暮らしの質を高め、笑顔と安心に包まれた地域社会を築いていくことこそが、私たちが目指すべきこれからの村づくりの方向ではないかなというふうに考えております。「人口が減っても笑顔あふれる九戸村」の実現に向けて、産業・雇用、集落環境、医療・福祉、行政サービスなど、あらゆる分野にわたりまして、人口減少の影響とリスクを十分に見据えた上で、人口減少・少子化対策に効果的かつ持続的な施策を検討し展開してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

(村長 大久保勝彦君降壇)

○議長(桂川俊明君) 5番、中村國夫議員

○5番(中村國夫君) どうも、ご答弁ありがとうございます。そこで確認も含めて、再質問させていただきたいと思っております。「九戸村が将来的に存続できるかは、今がラストチャンスとの思いで取り組むべき、これからの10年である」と位置付けられて、すでに5年目を迎えていますが、今後、人口減少、少子化対策など、どのような考え方で、どのように進めていかれるのか、確認の意味でお伺いさせていただきます。

○議長(桂川俊明君) 村長

○村長（大久保勝彦君） 先ほども申し上げました。今、人口減少の部分につきましては、やはり子育て世代の方々が、「安心して九戸村で子育てができる環境」ということが、一番大きい課題だというふうに思っております。特に今、九戸村におきましても、出生数が今年の母子手帳の交付者を見ましても、大変少ない数というふうになっております。やはり、村で安心して子育てができる中身の一つは、教育環境の整備が大きな課題だろうというふうに思っております。今年、九戸小学校で、小学校に開校して、子どもたちが九戸村から1校になりました。子どもたちのお話を聞いても、やはり大きな集団で、友だちがいっぱいできて、本当に元気に楽しむ、楽しむといたしますか、そういうふうな声も子どもから聞いているところでございます。やはり、教育環境の整備も安心してやれる、そういうふうな部分の中での、今、小中の再編につきましても、長年の課題でございますので、ある程度の方向性を出しながら、「将来、九戸村が5年先には、このような教育環境になるよ」というふうなことを、若い方々に提示することが一つの安心した村づくりになるのではないかとこのように思っております。

それから、福祉の関係でございますが、今、ご承知のとおり、介護職につきましてはかなり離職者が増えております、全国的にも。当然、村内におきましても、施設のお話を聞くと、「大変、厳しい状況だ」というふうに思っているところでございます。関係機関等含めまして、高齢者の皆さまが安心して、在宅での福祉、そして施設型の福祉、デイサービスを受けれるような体制づくりというのも本当に必要な部分でございます。これにつきましても、私の、村民の皆さんとお約束をした公約の一番に掲げさせていただいている内容でございます。これにつきましても、関係者の皆さんともご理解ご協力がなければ、なかなか成果が難しいものだというふうに思っておりますので、引き続き、対話をしながら、行政が今何をしなければならぬか、いろいろ検討させていただきながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

あと1点ですが、農林業の関係でございますけれども、本年度につきましては、ナインズファームも一つの、また独立の機関とさせていただきました。これから農業後継者の問題、耕作放棄地の問題、いろいろ村政、農業の問題が、かなり山積しておりますが、ナインズファームがその課題の中心、課題解決の中心となるように、機能の充実に努めていきたいというふうに思います。

村づくりの産業面においては、やはり農業が村にとって一番大きな産業でございますので、そこの中核を担うということで、ナインズファームの今後の運営についても、期待をしているところでございます。いずれ今、課題が山積している中で、人口減少につきましても、移住定住を進めてまいります。良い施策を進めてまいります。ただ、日本国全体の中で、同じような政策を各自治体で競い合って、人口を奪い合うというふうな構図は、もうそろそろ脱却すべきではないかと

いうふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 5番、中村國夫議員

○5番（中村國夫君） どうもご答弁ありがとうございます。

それでは次に、今後の村政運営について伺います。本村は少子化、高齢化が急速に進展し、加えて人口減少が予想をはるかに超えるスピードで進行しています。このため、本村は農林業、産業振興、子育て、教育の支援、防災対策、生活インフラ対策、保健福祉施策の充実。そして、先進的な行財政運営などの諸課題に早急に迅速に取り組むことが求められています。そこで、2点について村長に伺います。

1点目。村長は、令和7年度において、小学校統合後における小・中学校の再編に向けた教育環境の整備や子育て支援、保健福祉施策の充実、農林業の振興などの村政課題を挙げており、優先課題を整理し取り組んでいくとしています。これらの諸課題について、どのように取り組んでいく考えか伺います。

2点目。村政運営に当たり、人口減少が加速する中で、今後のまちづくりが最も重要な課題だと考えます。役場庁舎、図書館、学校、病院、消防署、そして金融、商店街など、考慮したまちづくりを推進すべきと考えますが、村長の見解を伺います。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君） 今後の村政運営に関して、2項目のご質問がございました。まず、1点目について答弁させていただきます。

議員ご指摘のように、教育環境の整備、子育て支援、福祉政策の充実、農林業振興など取り組みが必要な課題は多岐にわたっております。特に、小学校統合後における小・中学校の再編に向けた教育環境の整備は、令和4年11月に教育委員会が策定した「持続可能で良質な教育環境の整備に関する指針」では、令和11年度をめどとしておりまして、早急な取り組みが必要であるということから、議会村政調査会でも情報提供させていただいたとおり、住民、そして専門家等をお願いし「九戸村立小・中学校建設用地検討委員会」を設置し、建設場所について協議をいただいているところでございます。この学校建設に当たりましては、国庫からの特定財源も見込まれるとはいえ、一般財源も莫大な支出が見込まれる村にとっては、一大事業でございます。将来の財政を考えたとき、やはりこの財源にめどを付けない限りは、村として次の大きな投資的事業を考える余裕はないだろうとも考えております。

これら諸課題について、どのように取り組んでいくかのご質問でございますが、小中の再編につきましては、早ければ年内には出されるであろう建設用地検討委員会の答申を待ちながら、それ以外の諸課題については、現在見直しを進め

ている「総合発展計画」や「ふるさと総合戦略」に位置付けた上で、中長期的な財政の見通しを踏まえつつ、住民の皆さまの意見、意向を伺いながら納得と共感を得られる政策を進めてまいりたいというふうに思います。

先ほど、総合発展計画のご質問もございました。これらにつきましても素案がまとまりましたら、当然、住民の皆さんからもご意見を伺うというふうな機会を設けて、反映させていきたいというふうに思いますので、これから5年、10年後の村づくりにつきましても村民の皆さまのご意見をいただきながら、丁寧に進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、村政運営についての2点目のご質問でございます。人口減少が急激に進展している中で、特に近年、行政サービスをはじめ医療・福祉・商業といった生活を支える機能と人口の密度を集約して、利便性や経済活性化、行政コストの軽減を図ろうとする「コンパクトシティ」の考え方を、まちづくりに取り入れている自治体も増えているようでございます。

本村では、これまでの村政運営に当たりまして、行政区を基本とした地域コミュニティの維持・活性化に配慮して進められてきたというふうに認識しております。また、オドデ館や九戸インターチェンジが整備されております、交通の要所となっている江刺家地区では、村外からの集客が図られ、地域経済にも大きく寄与しているというふうな施設でございます。そうしたこれまでの経緯と現状をみたととき、当村でコンパクトシティを進めることについては、確かに居住と生活サービスの距離を近くすることによって生じるメリットもあろうかとは思いますが、これまで地域づくりのための地域活動交付金や自治公民館への補助など、地域のコミュニティを守るために、現在進めている施策とも少し矛盾する考え方であるといえることから、現実にはさまざまな問題、課題があるというふうに考えております。

まちづくりの手法は、その自治体の実情や歴史によってさまざまですが、当村はそもそも20分あれば、この伊保内中心地に、瀬月内から丸木橋までだいたい20分あればアクセスできるという、コンパクトな村でございます。その点を踏まえて私が標ぼういたします「対話と信頼、納得と共感」の村政を進めるには、「居住」と「生活を支えるサービス」との物理的な距離を縮めることによって、代々その土地・地域に長年暮らしてきた方々の思いも大切にしながら、利便性を高めていくことが、総合的に「住み続けたい村」につながり、結果として費用対効果という面におきましてもメリットがあるのではないかなというふうに現時点では考えております。

ご指摘のように、今後のまちづくりに向けた公共施設の整備に関しましては、いろいろ多種多様な観点からさまざまなご意見を、私もいただいておりますので、将来を見据えて、財政見通し等々も踏まえた上で、適切に判断してまいりたいと

いうふうに考えております。以上でございます。

(村長 大久保勝彦君降壇)

○議長（桂川俊明君） 5番、中村國夫議員

ただ今、村長からご答弁をいただきましたが、再質問させていただきたいと思っております。令和7年度において、小学校統合後における小・中学校の再編に向けた教育環境の整備の推進に当たっては、現在、「九戸村立小・中学校建設用地検討委員会」で推進していくとしていますが、村民の大多数が「なるほど」と納得できるような結論を得られるような、案になることを期待したいと思っておりますが、村長の考えを伺います。

○議長（桂川俊明君） 村長

○村長（大久保勝彦君） 小・中学校の建設用地検討委員会の関係でございますが、私は、委員の皆さまの自由な議論に、今のところ、お任せをするというふうな方針で臨みたいというふうに思います。私が考え方を出すということは、今現在は考えておりません。委員会の答申を待ってから、またそれを受けまして、議会の皆さまをはじめ、いろんな方々と、また、これはご相談を申し上げる機会を得なければならぬというふうに思いますので、そのように進めさせていただきます。

委員の皆さまには、自由にですね、自分の夢とか希望とか、いろいろ思いがあって、特に公募をされた委員の方々は、思いがあると思いますので、十分に発言をいただきながら、協議いただければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（桂川俊明君） 5番、中村國夫議員

○5番（中村國夫君） もう1点ですね、再質問させていただきたいと思っております。

人口減少が加速する中で、本村の将来、10年、20年、30年を見据えた考えの下に役場庁舎、公民館、図書館などの公共施設、病院、商工会などの重要施設と同じく、学校も村の中心部に新設することが重要だと考えますが、村長の見解を伺います。以上です。

○議長（桂川俊明君） 村長

○村長（大久保勝彦君） 公共施設の配置につきましても、これも今、小学校が閉校して旧校舎もございまして、いろんなその活用方法を総合的に検討していかなければならないというふうに思っているところでございます。この部分につきましても、総合発展計画の中で、議論される分野ではないかなというふうに思っております。まず初めに、関係者の皆さまのご意見を協議をしていただきながら、答申をいただき検討していきたいというふうに思います。

将来的にですね、社会情勢がこれからどうなっていくかというのは、ちょっとなかなか想像がつかないんですが、将来、ここの中心部に民家が集中してくるのかどうなのか、その辺も全く今のところ、ちょっと想像が、私、つかないところ

でございます。その辺も含めて、どういうふうな地域振興が、この村にとって大事なことなのかという部分も含めて検討させていただきたいというふうに思います。

私どもの村は、先ほども申し上げましたとおり、この伊保内から葛巻あるいは軽米の境までということで、車ではおおよそ 20 分ということで、全体で見れば大きな規模の市町村が進めているコンパクトシティという考え方とは、一緒には議論はできないだろうというふうに私は思っております。むしろ、住み慣れた地域でこれからも長く暮らしていきたいという方々の、先祖代々の土地を守りながら、暮らしていきたいという方々の思いもありますので、行政が積極的に主導することにつきましては、今時点では、様子を見たいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（桂川俊明君） 5 番、中村國夫議員

○5 番（中村國夫君） 最後にもう 1 点ですね、再質問させていただきます。先般、県高校野球選手権大会において、伊保内、葛巻、大野の 3 校連合チームがベスト 16 に入る活躍があり、本村において慰労会が開催されました。九戸村長、葛巻町長、洋野町長が出席されました。私は葛巻町長とのお話の機会があり、その際、まちづくりについてのお話が話題となり、「葛巻町では、役場庁舎、病院、消防署など中心部に集積されていますが」とお話ししたところ、町長から「九戸村では、まちづくりがやられておられるようです」というお話がございました。以前から、九戸村のまちづくり、公共施設などを見てこられてきた方だなと感じたところでございます。町長は、現在、葛巻町のまちづくりを積極的に進められておられます。村長には、九戸村が未来につながるまちづくりを進めていただきたいと考えますが、村長の見解をお伺いいたします。

○議長（桂川俊明君） 村長

○村長（大久保勝彦君） この前の高校野球、大野、葛巻、伊保内が 3 校連合チームで県大会ベスト 16 に入ったということで、選手たちを慰労するというのでやりまして、本村が葛巻と大野の真ん中ということで、やらせていただきました。その際には、葛巻町長さん、それから洋野の岡本町長さんもわざわざお越しいただいて、子どもたちに激励の言葉を賜ったところでございます。その中で、今、議員さんおっしゃるように、葛巻町長さんからは、「まず以前は、役場庁舎の隣に消防署があったと。それを参考にさせてもらって今、うちのほうでそういうふうに役場の所に移転をするよ」というふうなお話もいただいて、私もそこは話を聞いているところでございます。まずそういう意味では、一つの、私どもの公共施設の配置が葛巻町長さんの参考になったということは、光荣だというふうには思っておるところでございます。うちのほうは、消防署、ちょっと離れてしまいましたけども、そこはそれなりに、今、機能は十分しているというふうに思ってい

るところでございました。

その辺も含めてですね、これから、空き家の問題とか人口減少が進む中で、どういふような公共施設の配置といういふようなことも当然、検討事項に、大きな検討事項の順位に上がっていくもんだといういふふうに思っているところでございますので、ちょっと状況を見ながら、検討させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（桂川俊明君） 5番、中村國夫議員

○5番（中村國夫君） どうもありがとうございます。次に、県への要望、市町村からの要望について、伺います。令和7年度7月7日、市町村からの要望が二戸地区合同庁舎において、知事をはじめ県幹部職員が出席されました。本村からは、村長をはじめ村の幹部職員、議会から議長、副議長、総務教育・産業民生各常任委員長が出席され盛會に開催されました。そこで、2点について伺います。

1点目。今回の県への要望について、どう評価しているのか、伺います。

2点目。県への要望については、これまで村と議会から、それぞれ出席し、村長が要望書を手交され、その後、村、議会の出席者から要望、意見の場が設定されていりましたが、今回、村長からの発言が主体となりましたが、その理由について、お伺ひさせていただきます。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君） 岩手県への統一要望に関して、2項目のご質問でございます。まず1点目、本年度の要望についての評価というご質問について答弁させていただきます。

今年度の岩手県への市町村統一要望は、議長、副議長、各常任委員会委員長の皆さまからご出席をいただき、併せまして二戸選挙区選出の県議会議員お二方からもご同席の下に、7月7日に、県の二戸地区合同庁舎において行われました。達増拓也岩手県知事に対しまして、村から全8項目にわたる要望書を直接提出させていただきますところでございます。

この統一要望につきましては、令和5年度から県北広域振興局の幹部職員だけではなく、達増知事自らご出席をいただき、村からの要望活動に対応をいただいているところでございます。今年度の評価ということでございますが、村として項目を精査し、議会の議員の皆さまとも共有が図られた重点要望を直接、県知事に要望できましたことは、意義深いものと考えております。また、達増知事からも「農業の担い手の所得拡大に努めていきたい」といったような前向きな回答が得られましたことを高く評価しているところでございます。

これまで、村が岩手県に対し要望してきた事項につきましては、達成されたものや諸事情によっていまだ懸案となっている事項もあるわけでございますが、地

元選出の県議会議員の皆さまからもご助言をいただきながら、村の現状と課題を直接県知事へ伝え、県と協議する場として極めて重要な場であるというふうに認識していることから、今後も直接知事に要望ができるような、今の体制を県からも継続していただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目のご質問でございます。県への要望に関する時間というのは、私どもの村では1時間以内というふうなことで、県のほうから示されておりました。昨年度の県の要望に当たりましては、当村が時間を超過した結果、ご同席いただいた県議会議員の方々の発言時間が削減されてしまいましたことや、以後、他町村の要望日程にも支障をきたすなど、各方面にご迷惑をおかけした経緯がございます。その反省を踏まえまして、今年度は要望事項に関する説明は、村長が行った上で、補足と補強につきましては議長に集約をさせていただいたものでございます。出席いただきました議員の皆さまからもご発言いただければ良いのですが、限られた時間の制約がございましたので、今回はこのような進行となったということでございます。ご理解を賜りたいというふうに思います。以上でございます。

(村長 大久保勝彦君降壇)

○議長(桂川俊明君) 5番、中村國夫議員

○5番(中村國夫君) ご答弁いただきましたが、再度確認を含めて、再質問させていただきます。村長と議員は、村民から選ばれています。二元代表制といわれている中で、議会議員の考え方が反映されないのではないか、今回の対応について、村長として、正しい判断と考えておられるのかお伺いさせていただきます。

○議長(桂川俊明君) 村長

○村長(大久保勝彦君) 議員さんもお承知のとおりでございますが、この市町村要望につきましては、5月に議会のほうにも今年度の要望事項につきましてお話しをさせていただき、その後、1カ月の時間をもって、あらためてまた議会とも調整をして提出しているものでございます。私は、この市町村要望の中身につきましては、当然その期間の中で、議員の皆さまの意見も当然反映されており、村の総意として要望書を作成し、上げているというような認識をしておりますので、「正しいか」と言われますと、私は、「正しい」というふうに思っております。これはちょっとあれですけども、議会側は議会側として、県のほうの要望が多分あったというふうに思っております。本来、この知事要望につきましては、知事さんの、本来であれば、知事さんと私がやりとりをするというふうなことが、本来の、私は趣旨だろうというふうには思っているところでございます。今後もそういう意味で、このやり方につきましては、いろいろご意見があると思いますけども、私は、この限られた1時間の中でのやりとりにつきましては、やはり、村を代表する村長と、県政執行者としての知事さんとの意見交換の場、それが主だろ

うというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（桂川俊明君） 5番、中村國夫議員

○5番（中村國夫君） もう1点、再質問させていただきます。九戸村から要望がありました中で、2項目目の2級河川瀬月内川の河川改修の要望について、県から、「早期に河川改修整備を進めてまいりたい」との回答がありましたが、村長はどのように受け止めておられるのか。また、回答の具体的な内容について、お分かりでしたら、お伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（桂川俊明君） 中村議員、通告にないです。そこは、容赦ください。内容については、決算委員会もあるから、その中でもお聞きしてください。よろしいですか。

（「県の要望の関連ですよね」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 中身について通告してないから。そういうことで、ご了承ください。

5番、中村國夫議員

○5番（中村國夫君） 関連があると思っておりますけども、分かりました。じゃ、後でまたこの件については、させていただきます。

村長におかれましてはですね、本村の少子高齢化、人口減少が急速に進展する中で、村民の声を真摯に受け止めていただき、第3次九戸村総合発展計画の推進、今後の村政運営に当たっていただくことを求めて、私の質問を終わります。

（5番 中村國夫君降壇）

○議長（桂川俊明君） これで5番、中村國夫議員の質問を終わります。

ここで、11時まで休憩といたします。

休憩（午前10時51分）

---

再開（午前11時00分）

○議長（桂川俊明君） 会議を再開いたします。

次に、11番、川戸茂男議員の質問を許します。

11番、川戸茂男議員

（11番 川戸茂男君登壇）

○11番（川戸茂男君） 議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ通告をしておりました項目について、質問をさせていただきます。はじめに、猛暑の影響とその対策について、3点を村長にお伺いいたします。

1点目は、「この夏の猛暑は、農作物や畜産物の生産にさまざまな悪影響を及ぼしたと思われるが、実態の把握と対策について、また、今後、考えられる対策と、村をはじめ国や県などの関係機関の支援について伺う」についてでございます。

わが国の気象観測史上最も暑い夏といわれ、この夏の猛暑につきましては、今

更、私から申し上げるまでもなく、うだるような蒸し暑さで何もする気になれない、そのような気象状態が長期にわたって続きました。本村の気温は、東日本や西日本に比較しますと相当程度低い気温ですが、二戸消防署九戸分署の気象データによりますと6月の最高気温は、6月20日に32.1度を記録し、6月中に30度を超えた日は、中旬以降で5日間となっているようでございます。7月の最高気温は7月18日に34.4度を記録し、7月中に30度を超えた日は23日間となっております。一方で、農作物の栽培に欠くことのできない雨、降水量ですが、6月の降水量は9日間で15ミリ。7月の降水量は5日間で、18.5ミリとなっております。非常に少なく、例年であれば6月下旬の梅雨入りから7月下旬の梅雨明けまでには、梅雨前線が停滞し、長雨や大雨が続く時期であり、梅雨の時期にしては、極端に少ない降水量となっております。このために、夏野菜の主力でありますピーマンやトマトなどに高温障害や品質低下、収穫量の減少などが出ているようでございます。沢沿いの水田では、水稻の水管理が最も大事な時期である幼穂形成期、減数分裂期に沢水が渇水したために、作況に大きく影響しているほ場もあるようでございます。また、乳牛は暑さにとても弱い動物で、この夏の高温・多湿は、過酷な環境となったようでございます。乳牛の快適な環境気温は、13度から20度といわれ、これ以上になると暑さの影響を受け始め、特に湿度が高い場合は影響が大きくなるということです。高温の影響は、乳量や乳成分の減少、受胎率の低下など、暑さ対策は大変のようでございます。

村では、このような状況をどのように把握され、対策を講じておられるのか。また、このような気候変動は、今後も猛暑を頻発させ、恒常化する可能性が高いといわれております。今後、考えられる対策と、村をはじめ、国や県など関係機関の支援について、村長にお伺いいたします。

2点目は、「猛暑と少雨の中で、農業用水を確保するためのダムやため池は、機能を十分に果たせる状態にあるのか」についてでございます。ダムやため池は降水量が少ない地域や河川から離れた場所では、農業用水の確保に重要な役割を担っており、その機能は農業用水の確保のほか、洪水調節や土砂の流出防止、生物生息場所の保全など多岐にわたっております。この夏は、猛暑や少雨が長期間続き、県内で水不足が深刻となり、県内各地で農業用ダムの貯水率が低下し、農業用水の供給制限や断水に追い込まれたとの報道がありました。

本村は、旧来から年間降水量が少なく、農業用水が不足していたため、県営かんがい排水事業により、瀬月内ダムと畑地かんがい施設が整備され、今日まで田畑を潤しております。猛暑と渇水の今年、このような施設を整備されました偉大な先人に対し、敬意を表し感謝を申し上げます。

このような中で、九戸村の農地を潤す瀬月内ダムは、建設当時の機能を維持できているのでしょうか。また、村内には水利組合が管理をしているダムや個人が

管理しているため池もありますが、猛暑と少雨の恒常化が心配される中で、適切な管理が行われるよう指導と支援が必要だと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

3点目は、「恒常化する猛暑に対処し、庁舎内に冷房設備が必要だと思うが、考えを伺う」についてでございます。連日の猛暑によって、夜になっても庁舎内の気温が下がらず、網戸もなく窓を開けることができない状態は、仕事をする職員にとって非常に厳しい環境であると思われまます。国や県、他市町村の庁舎や民間の社屋を見ても冷房設備が整備されており、今やエアコンはぜいたくな設備ではなくて必然的な設備となっております。

村民のための政策を進め、望ましい行政サービスを提供していくためにも、庁舎内にエアコンを整備して、職員の働きやすい環境づくりが必要だと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

以上、3点でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君） 猛暑の影響とその対策について、3項目のご質問をいただきました。まず、(1)の関係のお答えでございます。議員おっしゃるとおり、今年の6月から8月にかけての気象状況は、気温は6月にも30度を超えるなど一貫して高めで、晴れの日が多く、日照時間も長い日が続きました。加えまして、7月6日から8月4日までは近年でも、まれにみる少雨となったために、高温と水不足による影響が農作物等にさまざまな影響を与えたというふうに考えております。

作物別に言えば、水稲については、水不足による生育不良や雑草繁茂、早すぎる出穂による品質低下や、カメムシ被害の増大が懸念されるところでございます。

園芸品目に関してでございますが、トマトについては、花落ち、着果不良、裂果、日焼け、そして小玉果、玉が小さいというふうな、などが増加している中で、出荷量は前年比90%、販売額については高価格に支えられまして102%に伸びている状況でございます。ピーマンにつきましては、尻腐れが出荷量に影響し、前年比65%というふうなことで留まっているということでございます。販売額につきましては、高価格ではあったものの、昨年度には及ばない、前年比69%となっております。収量、販売額ともに高温・少雨の影響を大きく受けております。また、葉タバコについては、害虫の増加による食害や立ち枯れ病の発生により、今後、出荷量やその質など被害の影響が懸念されるところでございます。花きにつきましては、開花遅延・開花不良などが見られましたが、8月20日現在、出荷量こそ前年比94%でしたが、昨年と同様に旧盆需要期に出荷時期が合致したこと等によって、販売単価が好調であったため、販売額といたしましては、前年比

103%と昨年を上回って推移しております。また、特産品目である甘茶につきましても、葉焼けの早期化と増加、ダニや病気の発生が見られます。

最後に畜産への影響について触れさせていただきますが、牧草は生育不良や夏枯れによる収量減少が見られます。そして乳牛につきましては、おっしゃるとおり、暑さの影響で乳量の減少や受胎率の低下などが懸念されている状況でございます。以上のように猛暑の影響の一端を申し上げましたが、耕畜全般にわたって多くのさまざまな影響があったとの報告を受けております。

また、8月29日に行われました県や市町村、関係機関による「岩手県高温・少雨にかかる農作物等技術対策連絡会議」の中でも、同様の被害の報告がなされておりました。いずれにいたしましても、高温、多日照そして水不足によって、一部では販売単価に助けられ生産額への影響を抑制できる作物もあるとはいえ、全般的には出荷量が減少し、今年は生産額にかなりの影響を及ぼすものというふうと考えております。

近年の高温傾向に対する対策としては、ハウスであれば遮光資材、換気扇や微細な霧を発生させ室温を下げる事が出来るとされている細霧冷房装置、露地ピーマンなどには、かん水装置の導入が有効だというふうにされております。県によりますと、かん水装置設備のあるほ場については、被害が少なく、逆に無いほ場では、被害が大きかったとの調査報告がありましたので、露地野菜におきましては、かなり有効な対策と捉えております。

恒常化していると言える猛暑への今後の対策としては、効果的とされる細霧冷房装置、かん水設備の導入等について、県の補助事業や無利子の農業振興資金の活用を進めてまいりたいというふうと考えております。併せて水稻やリンドウなどは、耐暑性品種の開発を県に対して強く要望してまいりながら、生産者に対して、農業改良普及センターなど関係機関と密接に連携しながら、栽培技術に関する情報提供や技術指導を引き続き行っていきたいというふうと考えているところでございます。

次に、2点目のご質問でございます。農業用水を確保するためのダムやため池は、機能を十分に果たせる状態にあるかということでございます。

今年は、6月以降、猛暑が続き農業用水などの需要が高まる中で、降水量が非常に少ない状況が続いております。特に瀬月内ダム周辺では、6月からの降雨が極めて少なく、8月5日からの降雨によってようやく現在の状況が維持されているものの、9月1日現在の貯水率は22%を下回るという厳しい状態にあります。

また、農業用水に関しては、県に登録されている山根地区のため池の管理者からは「用水はなんとか間に合った」との報告を受けておりますが、その他の地域では、ため池が完全に干上がり、周辺の沢も枯れてしまったというふうな話を伺っております。

各水利組合でも、取水制限を実施したり、水中ポンプを使って川からくみ上げたりするなど、極めて厳しい対応を強いられたとのことで、地域全体として水の確保に大変苦慮した状況だったというふうに思います。瀬月内ダムを管理する側としては、特に稲の出穂・開花の時期であるお盆過ぎまでの期間、貯水池を空にしないよう、放水量に制限をかけながら慎重に調整をまいりました。その結果、十分とは言えないまでも、農業用水を何とか維持することができ、ダムはその役割を果たしたというふうに考えております。

また、瀬月内ダムの機能についてのご質問でございますが、建設当初の計画では、総貯水量が 120 万立方メートル、有効貯水量が 108 万 8,000 立方メートル、完成後 60 年間で堆積する土砂の量であります計画堆砂量は 21 万 2,000 立方メートルとされておりまして、令和 6 年度に実施された県の調査によれば、現在の堆砂量は計画量の 26%にとどまっており、完成から 38 年が経過した現在でも、ダムの貯水機能は維持されているという報告を受けております。

「ため池」につきましては、地域によって状況に差があり、管理の在り方にも課題があると認識しております。今後、村内の調査を進めながら、必要に応じた支援の方向性について検討してまいります。

今後とも、瀬月内ダムの適切な維持管理と機能の最大限の活用に努め、農業用水の安定確保に取り組んでまいりたいと考えております。

3 点目として、役場庁舎の冷房設備に関するご質問をいただきました。近年、猛暑が恒常化しており、地球温暖化の影響と考えられる異常気象により、夏季の気温は年々上昇傾向にあると感じております。新聞やテレビでも猛暑の状況が連日報道され、二戸消防署九戸分署でも村の防災無線で熱中症の危険を繰り返し呼びかけ、同時にラインアプリによる九戸村情報配信サービスでも連日のように広報をするなど、まさに危険な暑さであったことは、ご承知のとおりでございます。

このような中で、役場庁舎には冷房設備が設置されておらず、扇風機や換気により暑さ対策を講じておりますが、職員の健康状態にも影響し、集中力の減衰や業務効率の低下が懸念されるとともに、来庁されるお客さまの快適性も損なわせているというふうに感じているところでございます。加えまして、この 6 月には労働安全衛生規則の改正によりまして、熱中症の恐れがある者に対し、作業からの離脱や身体の冷却など、労働者の熱中症重篤化対策の具体的措置が事業者に義務化されていることから、役場庁舎の対策は急務であると考えております。冷房設備の設置は、適切な室温の維持による職場環境の改善とともに、住民サービスの改善としても必要不可欠であるというふうに認識しております。

現在、来年の夏に向けまして、冷房設備設置の検討を行っております。その中では、財政的な負担をできる限り抑えるための手段として、閉校となった小学校に設置されている冷房設備の有効活用、すなわち役場庁舎への移設やリース方式

なども含めて、検討をしているところでございます。冷房設備を新たに設置するのか、または移設するのか、設備の状態や性能、移設に係る費用・工期、ランニングコストなどを調査の上、最も効果的かつ経済的な方法を見極めながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、役場庁舎内の環境改善を図ることは、持続可能な行政運営を進める上でも重要でございます。今後も実情に即した適切な対応を、積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。学校の、旧、閉校となった、いろいろ検討しておりますので、来年の夏には改善をするように、何とか検討、間に合わせたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 11番、川戸茂男議員

○11番（川戸茂男君） ありがとうございます。1点、再質問をさせていただきます。異常な気候変動は、わが国だけではなく、地球規模の気象変動となっております。豪雨の一方で、干ばつが、熱波の一方で寒波が観測されております。これまでの本村の営農技術は、やませなどの冷害対策が主体でございまして、高温に対応した営農技術は、ほとんど対応できていない現状でございます。

本村の基幹産業である農業を守り、振興発展させていくためには、農業の温暖化対策が急務だと思われまます。以前のように、以前といたしますのは、九戸村農協の時代あたりの話ですが、村が声掛けをして、県の農業改良普及センターや農協、その当時は、農業改良普及センターの他に共済組合もあって、その方々と技術を提携しながら営農指導をしてきたと、そういう時代でした。今、最近は、そのような農業技術者連絡会議も設置されておられませんし、農協さんの営農指導もあまり、私たちの目には留まることはありません。また、県の普及センターの技術指導も、それぞれが個々にお願いをすれば対応されているかと思いますが、村の中の農業関係、機関団体が一体となって方向付けをする、共有をする、そのような組織が必要ではないかというように思います。温暖化に適応した農家の営農指導を、村長の考えで主導できないか、質問をいたします。

○議長（桂川俊明君） 村長

○村長（大久保勝彦君） ありがとうございます。先ほどもご質問いただきましたとおり、まさにこの高温、温暖化というのは、私たちが今まで経験したことのない環境だというふうに思います。その中で、今、お話いただきました、農業技術者連絡会議、過去のお話を伺うところによりますと、当時は、毎月のように、担当者がお集まりいただいて、いろいろ情報交換をしながら、村の農業振興、技術的な部分を含めて取り組まれたという経過があるというふうにお伺いいたしました。その当時の村長さんも、毎月のように、その会議に合わせて出席し、情報交換をしたというふうなお話も伺っております。今、農協さんの営農指導の部分につきましても、広域になってから、やはり農家から、かなり距離が開いているか

などというふうに思っております。

本当に今のこの、私たちの経験がない気候変動の中で、技術の相談というのは、やっぱり必要だというふうに思いますので、これにつきましては、実施する方向で検討させていただきたいと思っております。来年度以降もこの高温は多分続くだろうなどというふうに思いますので、それに対処する技術の確立ということも、大きな農業を、行政を進めていく大きな課題だというふうに思いますので、ご意見を賜りまして、検討させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 11番、川戸茂男議員

○11番（川戸茂男君） ありがとうございます。農家の所得向上と食料を生産する農業の振興発展のため、村が中心となって関係機関が連携して、温暖化に適応した営農となりますことを期待して、次の質問に入らせていただきます。

児童生徒の学校生活の現状について、2点を教育長にお伺いいたします。1点目は、「将来を担う子どもたちに持続可能で良質な教育環境を提供するため、小学校を統合し、半年になります。子どもたちの学習面と生活面の現状を伺う」についてでございます。九戸小学校は、村内五つの学校の輝かしい歴史と伝統を継承して、今年4月7日に開校となり、翌日の8日に入学式が挙行されてから間もなく半年になろうとしております。誰しものが統合となった九戸小学校が、子どもたちのための安全・安心な学びの場であり、成長の場となることを願っていることと思っております。私もその1人であり、九戸小学校が発行する学校だより「くのへっこ」に目を通しながら、子どもたちの生活の様子を思い浮かべておりますが、183名の子どもたちの学習面と生活面の現状について、教育長にお伺いをいたします。

2点目は、「学校に通うことが難しい児童生徒が全国的に増加傾向にある中で、このような状態を起ささないため、本村の対策について伺う」についてでございます。学校は、多様な性格や価値観を持っている児童生徒が集団で学習をし、生活をする場所となっているため、何らかのストレスがあっても当然であるかと思っております。また、そのストレスも個々の感受性によって軽かったり重かったり、受け止め方も多様かと思っております。

近年、全国的に児童生徒の不登校が増加しているとのマスコミ報道があるたびに、本村の小・中学校では、児童生徒全員が楽しく通える学校であってほしい、そのように願っております。そのようなときに、「岩手県の沿岸自治体で廃校となった小学校を、学校に通うことが難しい小・中学生が学習などに利用できる教育支援施設として活用していく」とのマスコミ報道がありました。その後、最近になって、「不登校や発達障害の児童生徒らのサポートに多くの関係機関が連携をして取り組んでいる県内の先進自治体を、大学生が訪問し、町が進める教育支援に理解を深め、今後も同じ町を訪れて、現場を学び、最終的に提言を盛り込んだ報

告書をまとめる」、そのような報道が行われました。

全国各地で健やかな子どもたちの成長を願って、支援活動が行われているようですが、児童生徒が楽しく通える学校づくりのため、本村の対策について、教育長にお伺いをいたします。以上です。

○議長（桂川俊明君） 教育長

（教育長 高橋良一君登壇）

○教育長（高橋良一君） 最初の質問でございます。児童生徒の学校生活の現状に関する質問ということでございますが、まず、この小学校の子どもたちの学習面、そして生活面について、その現状はどうかという1点目についてお答えいたします。

保護者をはじめ多くの地域の皆さまのご理解とご支援の下、本年4月に九戸村立九戸小学校が開校し、5カ月と少しが経過したところでございます。現在、大きな問題もなく1学期、そして夏休みが終わり、8月20日から長い2学期が始まっております。児童数183名でスタートした九戸小学校ですが、統合前の小学校は、伊保内小学校以外の4校はすべて複式学級を取り入れた極小規模校だったこともあり、環境の変化に適応できない子どもたちが多少なりともあるのではないかとという心配もありました。しかしながら蓋を開けてみると、1学期においてはそのような心配はまったくの杞憂に終わりました。

これは、将来の統合を見据えて取り組んできた「ナインズ学習」の大きな成果であると考えているところでもあります。逆にむしろ統合を契機にして、それまで学校にうまく適応できないでいた子どもたちに顕著な改善傾向が見られるなど、想定外ともいえるプラスの効果が生じていることは、6月定例会の教育行政報告でも申し上げましたとおりでございます。また、九戸小学校の校長先生からの報告によりますと、上級生を中心に「自分たちで九戸小学校の歴史をつくろう」という意識が強く、児童からの発案で取り組んだ校外でのあいさつ運動「おはようハッピーデイ」など、子どもたちが主体的に学校づくりに取り組もうとする姿が見られるということでした。

学習面において、学力という点では統合前との比較を含めた評価自体が難しく、長期的な視点で今後見ていく必要があると考えますが、統合前の小学校においては少人数だったためにどうしても限界があった「協働的な学び」や「対話的で深い学び」を、日々の授業で実践することが可能な学級規模となりました。他の児童や先生の多様な考え方を手掛かりに自ら考え、他者との対話を通じて自らの考えを広げ深めることが、すなわち「学ぶ力」であり、「生きる力」につながるものと考えます。そういった力の養成・育成に、最適な土壌が今の九戸小学校において実現されたと認識しておりますので、ICTも効果的に活用しながら、これを最大限生かした授業展開を進めていきたいと考えております。そうした上で、単

元内自由進度学習などといった新しい試みも導入していきたいと考えており、それらを実践していく中で、子どもたちの「知・徳・体」をバランスよく育み、自ら学び・自ら考え・自ら行動する「生きる力」の育成を一層進めていきたいと考えているところでございます。

一方、今後の学習面での課題を申し上げますと、「地域学習の充実」が挙げられます。統合前の各小学校で行われてきた神楽や剣舞、あるいは稲作体験などの地域学習については、子どもたちが新しい環境に慣れるまでの当面の間は取り入れないこととしてきました。教職員の働き方改革、負担軽減という教育委員会として取り組むべき大きなテーマも一方である中で、何を選択し、どうやって九戸小学校で展開していくかについては、教育委員会が有償ボランティアとしてお願いしている学校地域協働推進員の方の活用を中心に、今後、関係者間で協議・検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、開校からこれまでの九戸小学校は、日々の微調整はありながらも、保護者や地域の方々のご支援、教職員の献身的な尽力によりまして、われわれが望んだ以上の順調さで経過しておりますが、夏休みが明け、最も注意が必要といわれる2学期が始まっております。子どもたちファーストの基本を忘れることなく、教職員が教育に打ち込める環境づくりにも配慮しながら、今後の学校づくり、学校運営を教育委員会として力強く支援してまいりたいと、このように考えております。

次に、学校に通うことが難しい児童生徒が全国的に増加傾向にある中で、その対策についてというご質問でございました。

議員ご指摘のとおり、全国的に不登校児童生徒の数は増加傾向にありまして、令和5年度に文部科学省が行った「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によりますと、全国の小中学校における不登校児童生徒は34万6,482人と、前年度から4万7,434人、率にしますと15.9%増加しております。これは11年連続で増加しており、過去最高の数値ということです。岩手県においては、小中学校で2,459人。前年から454人増えて、こちらも過去最高の値となっております。ただ、1,000人当たり的人数では、小学校が15.8人、全国が21.4人。中学校が55.1人、全国が67.1人と、全国と比べるとやや少なめの数値となっております。

こういった全国と県内の状況を踏まえ、本村の現状を申し上げますと、現在30日以上欠席となっている、いわゆる不登校の児童生徒はおりません。一方で、不登校にはあたりませんが、さまざまな理由で休みがちであったり、別室登校や、例えば午前中だけ登校するといった「学校不適応」といわれる児童生徒は、小学校で3名、中学校で4名が報告されております。学校での指導状況や経過を注意深く見守っているところですが、先ほどの答弁でもありまして、これらの

児童生徒は、以前と比べまして目に見えて登校できる日が増えており、顕著な改善傾向がみられております。これは現場の先生方のご尽力と保護者のご理解の成果であり、教育長として深く敬意と感謝を申し上げたいと思います。また、九戸中学校では、校内教育支援センターと位置付けております不応適生徒の学びの場「まなべ〜る」を、空き教室を活用して設置しております。ここでは、同時配信された授業をタブレットで視聴でき、生徒の学力保障にも配慮がなされております。これらの取り組みが非常に効果的であったというふうにも捉えております。

子どもたちが不登校になる要因は、一人一人が抱える事情によってさまざまですが、一般的には「無気力・不安」「いじめ被害・学校での人間関係」「体調不良」「勉強についていけない」などが挙げられます。近年はスマートフォンの普及によって、ネットゲームや動画サイトにのめり込むあまり昼夜逆転のような生活に陥り、その結果として、体調不良や意欲がなくなるなどの例も多くなってきたように感じます。また、保護者の価値観が多様化し、「学校に行きたくないなら無理しなくてもいい」というような考えを持つ保護者も見受けられるのが、実感としてございます。

今後においても、不登校を予防していくために特効薬的なものはなく、学校や家庭の日々の生活において、児童生徒一人一人を注意深く見守ることによって、子どもたちの変化をできる限り早期に発見し、その子の事情に応じた適切なアプローチをすることが大切であると考えております。もちろん、学校に行きたくなくなるような学校づくりや相談しやすい体制整備、不断の授業改善努力は続けなければなりません。

教育委員会といたしましては、村当局や議会のご理解をいただき、特別支援教育支援員を小学校には6名、中学校には3名という手厚い配置をさせていただくことができました。今年度、教育委員会では特別支援員の研修を実施しており、県教委が行う研修にも、7月の末でしたが、派遣して資質の向上に努めているところです。現状、一人一人を注意深く見守り、寄り添った対応をするということに関しては、現場の先生方のご尽力に依存する部分が大きいのは確かですが、子どもたちを見守る目が多いということによって、すくい上げることができるケースは確実に増えるものと考えており、特別支援員の方々にもそういった役割を期待しております。

また、現状では不登校児童生徒はおりませんが、将来もこれが続くとは限らないことから、そういった子どもたちの「学び」を切らさないための対策は先んじて講じていく必要があると考えており、学校とは別の学びの場である「教育支援センター」の設置を教育委員会として検討してまいりたいと考えております。引き続き、学校と密に連携し情報を共有することはもちろん、ケースに応じてスクールカウンセラーといった専門員の協力もいただきながら、不登校の予防と不適

応児童生徒一人一人が抱えている事情に寄り添った対応に努めてまいります。以上でございます。

(教育長 高橋良一君降壇)

○議長(桂川俊明君) 11番、川戸茂男議員

○11番(川戸茂男君) ありがとうございます。統合となった小学校の現状は、望ましい環境だったというようなことをお聞きし、安心をいたしております。児童生徒の皆さんが楽しく通える学校、保護者の皆さんが安心できる学校運営が今後も継続されますことを望んで質問を終わります。ありがとうございました。

(11番 川戸茂男君降壇)

○議長(桂川俊明君) ここで、昼食のため、休憩いたします。

再開は、午後1時からいたします。

休憩(午前11時58分)

---

再開(午後1時00分)

○議長(桂川俊明君) 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に2番、久保えみ子議員の質問を許します。

2番、久保えみ子議員

(2番 久保えみ子君登壇)

○2番(久保えみ子君) それでは、お許しをいただきましたので、7項目を通告しておりました質問事項について、質問させていただきます。

初めに高齢者福祉の拡充について、お伺いします。介護保険サービス利用料の自己負担分を支援し、負担軽減をすべきと考えますが見解をお伺いします。

長野県にある約1,400人の人口で、65歳以上の人の高齢化率が43%の泰阜村は、介護サービス利用料の自己負担分の6割を村が負担し、限度額超過分も村が負担して福祉の充実に取り組んでいる自治体ですが、村長はご存じでしょうか。泰阜村は、住民が安心して暮らすために、国や県に助言を求めたが解決策が得られず、何をすればよいか懸命に考えて、自分たちで地方自治を実践したこととして、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とうたう憲法を国は守るべきで、そして「自治体は、住民の命と暮らしを守ることに汗をかくべきで、そうでなければ、自治体の意味がありません」として、福祉の村づくりを進めていると言います。

九戸村においても、介護サービス利用料の負担軽減は切実な要望です。村の75歳以上の方の所得の状況は、50万円以下が約8割も占めています。ぎりぎりの生活で、本当に深刻な実態を示しています。そして、介護サービス利用料の自己負担分が令和6年度で1億2,000万円にもなっています。これは65才以上のもので

す。泰阜村が実践しているように、九戸村においても高齢者が安心して暮らせるように、介護サービスが受けられるように、自己負担分を村で負担軽減する政策を早急に取り組むべきと考えますが、村長の見解をお伺いいたします。

(村長 大久保勝彦君登壇)

○議長(桂川俊明君) 村長

○村長(大久保勝彦君) 介護保険利用料の自己負担分を支援し、負担軽減をすべきと考えるが見解を伺うと。今、長野県泰阜村のお話いただきました。この村は確か小さな村で、なんか「小さくても輝く自治体」の連合のあれがあって、紹介されているのをちょっと見たことがございます。はい、一応、見たことはあります。名前は知っております。

当村の介護保険事業は、議員さんご承知のとおり二戸地区広域行政事務組合が保険者となりまして、構成市町村と運営しております。介護保険加入者が保険料を納付し、介護サービスを受けられる方が、利用者負担に応じて利用料を払う仕組みとなっております。ご質問のありました介護保険利用料の自己負担分というのは、介護サービスを利用された方が利用者負担に応じて支払う利用料のことと捉えまして、お答えをさせていただきます。

現在、介護保険制度におきまして、介護サービスの利用者負担は原則としてサービスにかかった費用の1割、2割、3割となっており、本人もしくは同一、同じ世帯にいる65歳以上の人の収入の額によって、利用者負担の割合が決まっております。また、介護度に応じて、在宅サービスなどの支給限度額により1カ月の限度額が設定されておきまして、限度額内でサービスを利用するときは、先ほど申し上げました1割、2割、3割といった利用者負担の割合に応じた負担となりますが、限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担となります。

利用者負担の軽減につきましては、介護サービスの利用者負担の合計額が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として、後から支給されますが、支給限度額を超えた部分につきましては、利用者の負担となるということでございました。その他、介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったときには、高額医療・高額介護合算制度により負担額が定められており、申請により超えた分が後から支給される仕組みとなっております。このような負担軽減の他に、二戸地区広域行政事務組合では、保険料の軽減措置を図っております。介護保険加入者のうち所得段階が第1段階から第3段階まで、主に住民税非課税世帯を対象に公費による負担軽減を行っております。

今、申し上げました介護保険の制度上の負担軽減を行っても、なお利用者負担が多い方も一定数はいるものと推測されますので、二戸地区広域行政事務組合や構成市町村においては、包括支援センターにおいて介護予防対策に特に力を入れて取り組んでおり、元気な高齢者を増やし、介護保険の給付費全体を下げる取り

組みを実施しているところでございます。

今後におきましても、保険者である二戸地区広域行政事務組合や構成市町村とも情報共有した上で、介護保険のより良い制度運営を実施していけるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

この負担軽減につきましては、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、進んでいる市町村もあるようでございますので、事例等を収集しながら検討したいというふうに思います。いずれ、今、この前の4月だったか5月の村政調査会におきましても、村の行政改革の関係で「財政が、令和2年度から扶助費がかなり大きくなっている」ということをお話させていただきました。今、村のほうの財政を見ますと、大変厳しい状況です。そういうことを含めて、お金の部分を言えばなんなんですが、実際に高齢者の方々の生活も大変、今、物価高、いろいろあります。大変厳しい時代だというふうに思っております。その辺を含めましてですね、長期に検討させていただきたい。負担軽減をすることによって、また別な世代も負担を負うこととなりますので、いろいろ総合的にですね、財政見直しを持って、ちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

(村長 大久保勝彦君降壇)

○議長(桂川俊明君) 2番、久保えみ子議員

○2番(久保えみ子君) ありがとうございます。では、二つ目の項目に入らせていただきます。

二つ目は、エアコンの設置について、お考えをお伺いいたします。

今年の夏も、猛暑が長く続いています。今年も毎日のように、熱中症予防広報が流れています。救急搬送について調べたところ、7月は救急搬送20件のうち5件が、8月は救急搬送23件のうち2件が熱中症もしくは脱水症で運ばれています。夏の猛暑を乗り越え体調を整えて毎日を過ごすためには、エアコンがどうしても必要になると思います。そこで、以下の2点について、見解をお伺いします。

一つ目は、公共施設、学校、体育館、避難所、役場などの村の施設、各集会施設へのエアコンを設置することについてのお考えをお伺いします。

二つ目は、高齢者世帯から「暑くて、暑くてエアコンが欲しいが、村で補助して欲しい」という要望があります。高齢者世帯などへのエアコン設置の補助、および電気代の補助をすべきと考えますが、見解をお伺いします。

○議長(桂川俊明君) 村長

(村長 大久保勝彦君登壇)

○村長(大久保勝彦君) エアコンの設置につきまして、2項目のご質問をいただきました。まず初めに、公共施設へのエアコンを設置することについて、ということでございます。

近年の気候変動の影響によりまして、夏季における猛暑の恒常化は深刻であり、熱中症のリスクも高まっているところでございます。そうした中、村民の健康と安全を確保する観点からも公共施設におけるエアコンの設置は、極めて重要な、大事な課題だというふうに認識をしております。特に学校は、子どもたちが長時間過ごす場所でもあります。集中力や学習環境への影響、健康面への配慮を考慮すれば、適切な温度管理が必要不可欠でございます。九戸小学校や九戸中学校では、普通教室をはじめ、小学校では図書室や理科室、音楽室など、そして中学校ではコンピューター室といった、一部の特別教室にもエアコンを設置し、学習環境の保全を図っているところでございます。

今後は、まだ設置されていない特別教室や体育館などへの設置が課題となっておりますが、学校の体育館や村の体育センターにつきましては、村の指定避難所としての機能も併せ持つことから、災害時におきまして、安全かつ快適に過ごせる環境の確保は、地域の防災力を高める上でも重要であるというふうに考えておりますので、これもできる限り、早急に検討しなければならないというふうに考えております。

避難所の関係につきましては、今、新聞等を見ておりますと、国でも話題等が出ておりますので、補助制度等が出来たら、出来ましたらといいますか、そういうふうな情報がありましたらですね、積極的な活用も検討していきたいというふうに思っております。

役場庁舎、それから戸田支所、江刺家支所につきましては、適切な室温の維持による職場環境の改善とともに、住民サービス向上の観点からもエアコン設備は必要不可欠であるというふうに認識しております。そのため、午前中の一般質問でもございましたが、閉校となった小学校に設置されているエアコンの役場庁舎への移設などを含めまして、さまざまな方法を今、検討しているところでございます。

公民館や開発センターといった教育委員会が管理する公の施設に関しましても、昨年度は開発センター調理室に、今年度は公民館会議室に冷房を設置する計画として、今般の補正予算に盛り込んでいるところでございます。役場庁舎と同様に、旧小学校からの移設も含めて、計画的に導入を進めてまいりたいと考えております。

それから、地域にあります各集会施設につきましては、その地区が設置または管理する公民館等の改修や設備更新に活用できる自治公民館等整備事業補助金制度により、エアコン設置に対しましても工事費の2分の1を補助しております。これまでもこの補助金を活用して、エアコンを設置している地区の集会施設もございまして、それぞれの地区におきまして、積極的な活用をご検討いただきたいというふうに考えております。また、地域の自治会活動を推進するための地域

活動支援交付金も活用できますので、併せてご検討いただければというふうに思っています。

今後も村民の皆さまの安心・安全を守るために、公共施設の環境整備につきましては、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、(2)の高齢者世帯などへのエアコンの設置の補助、それから電気代の助成についての見解ということでございます。

昨今の猛暑により、職場だけではなく、個人の住宅におきましても熱中症対策などで、エアコンをはじめとする冷房設備を設置されている方が増えてきているというふうに認識をしております。ご質問をいただきました高齢者世帯などへのエアコン設置の補助および電気代の助成についてでございますが、まずは、村内における高齢者世帯などのエアコンの設置状況につきまして、実態を調査していきたいと考えております。

その他、環境省におきましては、平成24年度からスーパークールビズの一環として、クールシェアという家庭や地域で楽しみながら節電にもなる取り組みを呼びかけていることから、村内におけるクールシェアができる場所づくりについても、村内の企業や関係団体等とも情報共有できる機会を設けるなどして、暑い夏を涼しく過ごしてもらおうという取り組みの実施についても進めていければというふうに、考えているところでございます。

それから電気代の助成についてでございますが、こちらは、毎年、冬の時期におきまして、高齢者世帯等の方を対象とした「あったか生活支援事業」を実施しております。冬季の、冬場の生活支援と、消費拡大を図る目的で事業を行っておりますので、灯油の購入助成という面だけではなく、電気代を含めた家計への負担軽減につながるものというふうに認識をしておるところでございます。

今、申し上げました取り組みや、必要な支援等については、これも他市町村の例を参考にしながら、今後の関係団体等との話し合いや議論を進め、実現できるところから取り組みを検討していきたいというふうに思います。今年の夏、また、毎年、この暑さが記録更新ということで、大変、私たちが子どもときよりも状況が変わってきておりますので、その辺を含めまして、健康を守るというふうな観点から取り組み、他の市町村、ちょっと情報収集しながら検討させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

(村長 大久保勝彦君降壇)

○議長(桂川俊明君) 2番、久保えみ子議員

○2番(久保えみ子君) ありがとうございます。前向きに取り組んで検討していただきたいと思います。

それでは、3項目目に入らせていただきます。3項目目は、村民所得の向上の

取り組みについて、お伺いします。村民の暮らしの中で、若い世代も高齢者も所得が低いことが村の大きな課題です。

一つ目は、村長は、村民所得の現状をどのように認識しているのか、お伺いします。また、村民所得の向上について、具体策をお伺いします。

二つ目は、県で実施している中小企業賃上げ支援に倣って、村でもそれに上乘せをして、賃上げを支援する必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君） 村民所得の向上の取り組みについてということで、ご質問でございました。村民所得の現状をどのように認識しているか。村民所得の向上について、具体策を伺うということでございました。

岩手県が参考指標として公表しております令和4年度の「人口1人当たりの市町村村民所得」を見ますと、九戸村は227万8,000円となっており、県内市町村平均270万4,000円と比較いたしまして、42万6,000円下回っております。また、県北広域振興圏の平均は252万9,000円となっており、ここでも25万1,000円ほど下回っている状況となっております。この県が公表している「人口1人当たりの市町村村民所得」には、個人の所得に加え、その地域における民間企業の事業所得なども含めた市町村全体の所得を人口1人当たりとした場合の試算となっております。令和6年度の確定申告に基づいて担当課で集計したところ、村民所得の平均は約131万円。15歳から64歳までの生産年齢人口では、約205万円となっております。20代、30代の若い世代では、20代が約137万円。30代が189万円という大変厳しい状況だというふうに思います。

近年、大幅な最低賃金の見直しが行われてはいるものの、物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない状況が続いており、住民の皆さんの生活も大変厳しいものであるというふうに認識してございます。また、国の毎月勤労統計におきましても、6月時点で実質賃金が6カ月連続で減少しており、物価高に賃金の上昇が追いついていない現状が明らかになっているところでございます。

そのような現状の中で、村民所得の向上対策とのご質問でございますが、所得が向上するためには、経済の好循環を生み出すことが必要でございます。物価の上昇を上回って、賃金が上昇していくことで経済の好循環が実現されるわけですが、申し上げましたとおり、現状はそうになっていないどころか、悪化傾向が進んでいるというふうな状況だというふうに思います。しかしながら、物価の上昇は、為替相場や国際情勢などにも大きく影響されることや、所得を増やすということに関しましても、市町村レベルでできることは、非常に限られ、大きな好循環を生み出すことは、大変難しいものがあるというふうに考えているところでございます。

先の参議院議員選挙におきましても、国民の所得を増やす政策が大きな争点になりましたように、現在、国においてさまざまな議論が行われているところでございますので、その動向を注視しながら、さらに充実した経済対策を岩手県町村会等と連携して、国、県に強く要望してまいりたいというふうに思います。

今、村ができることといたしましては、予算執行を通じまして、これまでの施策の継続と農業者や商工業者をはじめとする村内で物価高騰の影響を直接受けている事業者の皆さまに対する経営の下支えをしてまいりたいというふうに考えており、今回の補正予算につきましても、酪農、畜産の農家への物価高騰に対する助成ということで、補正を載せさせていただいているところでございます。その他、国の重点支援地方交付金をも有効に活用し、可能な限り村内の経済循環を促してまいりたいというふうに考えております。

続いて、(2)の県で実施している中小企業、賃上げ支援に倣って、それに村でも上乘せをしたらどうかというふうなことでございます。

岩手県が実施している物価高騰対策賃上げ支援金は、1時間当たり60円以上の賃上げを行う中小企業等を対象に、従業員1人当たり6万円を支給するという支援の制度でございます。令和7年の11月14日を期限として、上限を3万人としておりますが、8月28日時点で2万4,000人を超えているようでございます。現在のところ、村内から何件の申請があったかは把握できておりませんが、11月14日を期限としていることから、これから村で予算規模を調査し、補正対応をし、事業を実施することは、厳しいというふうに考えているところでございます。

今後、県におきまして、事業を継続するというようなことであれば、財政状況を見ながら検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

(村長 大久保勝彦君降壇)

○議長(桂川俊明君) 2番、久保えみ子議員

○2番(久保えみ子君) 先ほどの岩手県の中小企業賃上げ支援の村の申請は、私、捉えているところは4件あったようです。まだ、これからもあるのであれば、それに倣って、こちらもやっていただきたいなということを申し上げたいと思います。これで、終わらせていただきます。

それでは、次に4項目目は、村が取り組むべき若い世代などの働く場の確保の対策について、お伺いします。働く場づくりは、所得を保障される必要があり、村が取り組むことによって、働く場をつくれるものであると考えます。以下の3点について、見解をお伺いします。

一つ目は、介護福祉分野で働く人を増やせるのではないかと考えますが、見解をお伺いします。

二つ目は、山林の整備など、環境保全と里山づくりの推進に力を入れることに

よって、働く場を増やせるのではないかと考えますが、見解をお伺いします。

三つ目は、農業においても有機農業など、食の安全と環境を守る農業を進めて、耕作放棄地なども活用し、農業の多面的機能を生かすことによって、働く場をつくることができると考えますが、見解をお伺いします。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君） ご質問のありました若い世代などの働く場の（２）、村が取り組むことは、雇用の場の創出や村民の雇用の確保につながり、ひいては定住にもつながる施策であるというふうに考えております。

一つ目の介護福祉分野への質問でございますが、議員ご承知のとおり、村にある介護施設において、人員不足により介護保険事業などを縮小して実施しなければならない状況となっている法人もあり、介護福祉分野において、人員、人材の確保は喫緊の課題というふうになっております。そういった状況を改善するため、介護施設職員の所得の補償を行うことは、介護施設で働く人を増やす有効な手段の一つであると考えておりますが、しかしながら、介護施設において、安定的な経営を維持しつつ介護人材を新たに確保するということは、簡単なことではなく、事業運営を継続するために、優先して取り組むべきことなどを明確にしていく必要があるのではないかと考えております。

これらにつきましては、介護施設等と共に、分析、検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。そういった検討の結果、人材確保の対策として、所得補償が必要であるというふうな結論に至った場合におきましては、村として、何らかの支援、制度に向けての検討を進めていきたいというふうに思っております。

二つ目の、山林の整備など環境保全と里山づくりの推進に力を入れることによって、働く場を増やせるのではないかとこの質問でございます。

環境保全型の里山整備につきましては、今年度から制度化した環境保全型森林整備事業補助金により、荒廃した森林の除間伐や小規模な作業道整備の推進に取り組んでいるところでございます。また、木の駅の取り組みにより、これまで利用されていなかった間伐材を買い取り、自伐林家の所得向上につながるものというふうに考えております。これらの事業は、環境保全としての里山整備と若い世代など働く場の確保対策として、期待できるものというふうに考えているところでございます。

三つ目の農業におきましても、有機農業など食の安全と環境を守る農業をすすめて耕作放棄地なども活用し、農業の多面的機能を生かすことによって働く場をつくることができると考えるが、見解をどうかというご質問でございますが、これまで若者がより就農しやすい環境として、ナインズファームが機能してきたと

いうふうに考えております。また、所得補償につきましても、村の重点品目につきましても、価格補償制度を設け収入を保証しているなど、安心して農業を営む環境は、一定程度整備されてきたものというふうに考えているところでございます。

農業の中で、議員がおっしゃるような多様なニーズに合わせていろいろな取り組みをしていくことは、これは必要なことでございます。若い人ほど自由な発想で、新たな取り組みに積極的にチャレンジするような部分はあるというふうに思っております。そういった、これまでになかったような取り組みに対しましても、今回、一般社団法人として独立した、ナインズファームが関わり支援していくことによって、より多くの若者が希望をもって農業を働く場として選択し、定着できる環境づくりができれば、長年の課題である農業の担い手確保や若い世代の働く場の確保につながるのではないかとこのように考えております。

村は、やはり農業が、やはり大きな産業の柱だというふうに思っております。裾野が広い産業、いずれ幹をしっかりと、農業ということで捉えて産業振興を進めていきたいというふうに思っているところです。いずれにしても、若い世代が住みやすい村づくりのために、今後もさまざまな制度を活用しながら、若者の働く場の確保に向けた事業の推進に取り組んでいきたいというふうに思います。

いずれ、若い人の移住定住、そして、元々いる方々の定着ということで、人口減に歯止めをかけられるし、農業の振興によって、村の産業も盛り上がっていければというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

(村長 大久保勝彦君降壇)

○議長(桂川俊明君) 2番、久保えみ子議員

○2番(久保えみ子君) ぜひ、この九戸村の自然環境を生かしたこと。そして、基幹産業の農業を生かした特色ある産業、仕事づくりというか、そういうふうなのを、ぜひ力を入れてやっていただきたいと申します。以上で、これは終わらせていただきます。

次に、5項目目は、国保税の子どもの均等割の免除についてお伺いします。現在の少子化時代にあつて国保の構造は、子どもにも均等割がかかり、少子化対策にも、村における子育て支援にも逆行していると思っております。国保には所得割、資産割、平等割、均等割とあり、その合計が国保税になります。その中の均等割は、世帯の一人一人にかかってくるもので、子どもは収入がないにもかかわらず課税されます。子どもが多いほど負担が大きくなる仕組みです。

県内の二つの自治体では、子どもの均等割を補助しています。その一つの宮古市は、ふるさと納税を使って補助をしているようです。九戸村のふるさと納税寄附金額を調べたところ、令和5年度は875件で1,400万円ほど、令和6年度は988件で1,900万円ほどあり、募集に要する費用はその半分くらいかかるようですが、

寄附金額は年々増えてきています。

九戸村の18歳までの人数と均等割の金額を調査したところ、116人で、均等割合計額は170万円ほどでした。ふるさと納税額は約1,000万円ほどですので、十分に免除できるのではないかと思います。宮古市のように、ふるさと納税なども活用して、国保税の子ども均等割は高校卒業まで免除して、子育て支援すべきと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君） 国民健康保険制度は、国民階保険制度の基盤として国民健康保険法に基づき運営しており、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となって、市町村と共に運営しているところでございます。こうした中、地方税法等が改正され、令和4年度より就学前の子どもの均等割が5割軽減となっており、加えて令和6年より国民健康保険に加入している方が出産するときには、産前産後期間相当分、その方の所得割および均等割が減額され、特に近年は、子育て世帯の経済的負担が図られているところでございます。

一方で、村の、本村の国民健康保険特別会計は、その赤字を補てんするために、近年では令和4年度に1,271万円ほど、令和5年度には1,894万円ほどの法定外繰り入れを行うなど、大変厳しい状況にございます。また、国保特別会計では、財政調整基金の積み立ては、この前までゼロということでもございました。大変厳しい状況というふうになっております。併せて、将来を展望したとき、被保険者数は減少傾向で推移していく中で、医療費は高齢化の進展と医療の高度化に伴い、増加していくことが予想され、これは岩手県が試算した、本村が負担することとなる国民健康保険事業費納付金の推計の伸びにも表れているところでございます。

そうした中で、子どもの均等割を廃止し、歳入の減少分を法定外繰入で賄った場合、国からの交付金を算定するに当たり、国保財政健全化の取り組みが不足しているという評価をされるため、国の交付金が減額され、歳入の確保が厳しくなるというふうなことが予想されます。さらには、将来的に保険料水準の完全統一を目指し、第3期岩手県国民健康保険運営方針によりまして、令和11年度の納付金ベースでの県内市町村統一化に向けて、国民健康保険事業納付金の算定に当たって、市町村ごとの医療費水準をどの程度反映させるかを調整する係数を徐々に減らす措置が令和7年度、今年度から開始されております。これによって納付金が増加する市町村には、県で激変緩和措置を講じることとなっておりますが、赤字補てん、つまり決算補てん等を目的での法定外繰入をしないことが、その条件となっております。

こうした状況のため、村といたしましては、適正な国保事業制度の維持運営には、国保税の引き上げは避けられないというふうな考えで今のところおりまして、

できるだけ早期に議会の皆さまをはじめ、被保険者の皆さまへの説明を行い、ご理解を得ていきたいと考えております。また、その際には、被保険者負担の急増とならないように、段階的な引き上げと県による激変緩和措置を受けたいというふうに考えているところでございます。国民健康保険の被保険者はもちろんのこと、全村民の利益を守らなければならない立場の者として、総合的に考えた場合、村として不利益を被るおそれのある政策につきましても、慎重に事を運ばなければならず、高校生世代までとはいえ、子どもの均等割を廃止するという考え方には、現在ではまだ至っておらないところでございます。

しかしながら、子育て支援は、村にとっても国にとっても重要な課題と認識しております。子どもの国保税の軽減措置を拡充するためにも、国民健康保険制度の安定は不可欠と考えますので、医療費や加入者の動向等を踏まえた実情に応じた財政支援について、あらゆる機会を利用しながら、国、県への要望、国会議員への要望等を強力に継続して進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

(村長 大久保勝彦君降壇)

○議長(桂川俊明君) 2番、久保えみ子議員

○2番(久保えみ子君) 次の項目に入らせていただきます。6項目目は、子ども基本法と子どもの権利について、お伺いします。

子ども基本法と子どもの権利が学校づくり、学校運営などにおいても大切にされなければならないと考えますが、現状において保障されてきているのか、教育長にお伺いします。

○議長(桂川俊明君) 教育長

(教育長 高橋良一君登壇)

○教育長(高橋良一君) お答えいたします。令和5年に施行された子ども基本法は、わが国も批准している子どもの権利条約の精神にのっとり、すべての子どもが将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、子ども施策に関する基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項を定めた法律であります。

子どもの権利条約では、子どもの権利の原則について「1 生命、生存及び発達に対する権利。命を守られ成長できること」、「2 子どもの最善の利益。子どもにとって最もよいこと」、「3 子どもの意見の尊重。意見を表明し参加できること」、「4 差別の禁止。差別のないこと」が掲げられており、子ども基本法第3条においては、その権利の原則に即したかたちで、子ども施策を進める上での基本理念が定められております。こうした大切にされるべき子どもの権利が、現状の学校において保障されているか、とのご質問でございます。

教育委員会として、特段こうした子どもの権利に関する具体的な検証や評価を

行っているものではありませんので、学校長からの報告や子どもたちの学校生活の様子を見てきた範囲での答弁となりますが、小学校、中学校ともに子どもの権利に配慮した学校運営がなされているものと認識しております。

もとより学校は、子どもたちの安全な成長の場でなければなりません。その中では、いじめや教職員の体罰、不適切な行動などといった重大な人権侵害が決して起きないと断言することはできませんが、現在の学校現場において、そういった事案の防止、撲滅に対する校長先生をはじめとする教職員の意識は非常に高いものがあります。また、現在進められている「個別最適な学び」とは、すなわち児童生徒一人一人に寄り添った教育の実践であり、そのまま憲法第26条に定められた教育を受ける権利につながるものだと考えております。

さらに、子どもの権利が学校づくり、学校運営において大切になされなければならないという観点につきましても、先ほどの川戸議員への答弁でも取り上げさせていただきましたが、九戸小学校においては、7月11日に子どもたちの発案で「おはようハッピーデイ」と銘打った地域でのあいさつ活動などが行われております。10月18日、秋の学習発表会で行う全校児童劇についても6年生全員が主体的に考え、直接、校長先生に提案した劇を発表するとのことであります。こうしたかたちで学校づくりに子どもたちが主体的に関わっており、先生方がその意見を尊重して実践している姿をうかがい知ることができます。

発達段階が一段上がる中学校においては、生徒会活動や部活動、学級運営、体育祭の種目決定や運営といったさまざまな場面で、生徒自ら主体的に取り組む校風が長い歴史の中で培われておりますが、今年度は、仲間の「いいな」と思った行動などを認め合う「いいなの日」という取り組みが行われており、これも互いを認め合うことで、他者を尊重する意識の醸成につながるものと考えております。

条約や法で定められた子どもの権利や基本理念に関しては、抽象的な表現も多いため、定量的評価が難しい側面が否めませんが、引き続き子どもの権利に配慮した学校運営がなされるよう教育委員会でも機会を捉えて、その主旨の周知と教育現場での実践に努めてまいります。以上でございます。

(教育長 高橋良一君降壇)

○議長(桂川俊明君) 2番、久保えみ子議員

○2番(久保えみ子君) ありがとうございます。子どもたちが主体的に関わっていることということなどもあるようですので、良かったなと思います。そこで、一つ再質問させていただきたいんですけども、この「子どもの権利っていうのを、子どもたちに教えなければならない」とかというようにお聞きしましたけども、そのことは、子どもたちに教えられているのでしょうか。その点、1点だけお願いします。

○議長(桂川俊明君) 教育長

○教育長（高橋良一君） 具体的に、小学校、中学校の各場面で、そういう権利があるということについて、教える場面っていうのはあまりないと思いますが、ただ、例えば中学校の「公民」とか、そういう科目の中では、やはり子どもの権利条約とか、そういうものについて学ぶ機会はあると思います。

今、岩手県なんかでも、例えば、この間の高校再編についての児童生徒からの意見の集約とか、そういうものも反映した上で、そういう施策を進めるということも行っておりますので、明確なかたちで、その権利について述べられているということではないかもしれませんが、いろいろな場面において、子どもたちの意見を吸収しながら、学校運営とか、それから教育の施策で実行していこうというような動きは県レベルでもあると思いますし、高校に入れば、おそらくそういうことをもっと具体的に教科の中で学ぶ機会も出てくると思います。以上でございます。

○議長（桂川俊明君） 2番、久保えみ子議員

○2番（久保えみ子君） それでは7項目目、最後の質問に入らせていただきます。7項目目は、小学校、中学校、高校の学校づくりについて、2点お伺いします。

一つ目は、伊保内高校を守り発展させることが、多くの村民の願いであります。そのために、定員問題もあり緊急に施策が求められます。村長の認識と施策をお伺いします。

2点目は、小中一貫校、義務教育学校に対し、保護者、住民から多様な意見が上がっています。その中には、安心して学校に行けるように、村内にある旧

（一般質問制限時間5分前の予鈴が鳴る）

○議長（桂川俊明君） あと5分です。

○2番（久保えみ子君） はい、分かりました。「村内にある旧小学校の校舎を活用して、小規模校を希望する子どもたちの小学校か、分校をつくってほしい」という声が子どもからも、保護者からもあります。こうした要望にも真剣に向き合う姿勢こそが、子どもたちの教育環境の整備には必要になっています。子どもたちが安心できる居場所に学校がなっていなければなりません。だからこそ、「なぜ、小学生から聞かないのか。子どもの声も親の声も村民みんなの声も、しっかり聞くべきだ」と、村にも教育委員会にも村民が強く求めています。

今、必要なことは、小中一貫校や義務教育学校を、何が何でも期限を決めて強行することではないと思います。小学生を含め、子どもの声、親の声、村民みんなの声を十分に聞くべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君） 初めに、伊保内高校を守り発展させることが多くの村民の願いであり、緊急な政策が求められているというふうなご質問でございました。

行政報告でも申し上げましたとおり、残念ながら、これまで私どもが再三、県へ撤廃を要望しておりました「入学志願者が2年連続で20人以下となった場合の募集停止」という項目につきましては、今回の「第3期県立高等学校再編計画（当初案）」に盛り込まれることとなりました。これは残念だったなというふうに思っております。

これまで、通学支援、制服購入費補助、それから高校活動支援補助など、また県外からのみらい留学生の確保と、それに向けた住居環境の整備など、できる限りの取り組みを実施してきたところでございます。伊保内高校を含め二戸管内の高校を取り巻く環境は、これからのますますの少子化等の影響を受け、よりさらに厳しさを増してきておまして、今後、学校存続に向けた各学校間の競合が心配されるところでございます。

このような状況での生徒の確保は相当に厳しいわけですが、これまでの政策を継続するとともに、減少傾向にあります九戸中学校からの入学生確保にも取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。選ばれる学校となるには、学校としてのさらなる魅力アップが必要でありまして、中学生の意向や高校に求めるニーズに対応できる課題解決に向けて、問題点を整理しつつ伊保内高校教育振興会や村民の皆さまからのご理解とご協力をいただきながら、地元唯一の高校であります伊保内高校の存続に向けて、鋭意取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから2点目でございますが、小中学校の再編に関して、子どもたちを含めて村民から十分に声を聴くべきだと考えるが、見解はどうかということでございます。議員さんがおっしゃるように、小中学校の再編に関しては、村の教育環境の一つの大きな転換点だというふうに思っております。午前中の質問でもありましたが、村の70周年に当たって教育環境大きく変わりました。そして、地域のあり様も、これから大きく変わっていくというふうな一つの節目の時だというふうに感じているところでございます。そして、再編の方向性としては、義務教育学校と小中一貫校の選択肢があります。今後、教育委員会において、どちらか一方の方向が示されるというふうに考えておりますが、その際には保護者をはじめ村民の方々の意見を聴くことは重要であるというふうに考えております。

また、先ほど、子どもの権利条約や子ども基本法の理念にのっとり、何らかのかたちで子どもの意見を汲み上げることも、教育委員会で検討していただきたいというふうに思っておりますので、これらの点に関しましては、教育長とも認識を共有しながら、村と教育委員会が一体となって進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

（村長 大久保勝彦君降壇）

○議長（桂川俊明君） 久保議員、質問時間がオーバーしていますので、今後気を

付けてください。答弁も含めて1時間以内ですので、もうすでにオーバーしました。

- 2番（久保えみ子君） 分かりました。では再質問したいこともいっぱいありましたけども、決算委員会でお聞きします。ありがとうございました。

（2番 久保えみ子君降壇）

- 議長（桂川俊明君） ここで、10分間、休憩いたします。

休憩（午後2時02分）

---

再開（午後2時12分）

- 議長（桂川俊明君） 会議を再開いたします。

次に、6番、坂本豊彦議員の質問を許します。

6番、坂本豊彦議員

（6番 坂本豊彦君登壇）

- 6番（坂本豊彦君） 議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ通告しておりました2項目について、お伺いをいたします。先ほど来、質疑の中で、人口減少に伴う課題が増加しているとの見解であります。私も、これからの質問は、2項目とも人口減少に伴う課題になろうかと思っておりますが、それぞれ質問をさせていただきます。

第1点目として、地域医療の充実についてお伺いをいたします。新聞報道による厚生労働省が8月29日に公表いたしました人口動態系統計が速報値によりますと、2025年上半期1月から6月に生まれた赤ちゃんは、前年同期比3.1%減の33万9,280人だったと、上半期として過去最少である少子化に歯止めがかかられていないのが現状であります。人口減で働き手や消費者が少なくなれば、企業や自治体は、サービスの維持が困難になる恐れがございます。医療や年金などの社会保障制度への影響も避けられません。そのような現状を踏まえお伺いをいたします。

少子高齢化、人口減少が進む本村にとって、住み慣れた地域で安心、安全で暮らすことは、村民誰しもが願うところであります。人口減少が進む中でも、村民が安心して医療を受けられる体制の構築が、今後ますます重要であることはいまでもございません。今後、公共交通の縮小が見込まれる社会情勢の中で、村外の医療機関へ通院する高齢者などにとっては、将来に不安を抱えている方も多いと思われまふ。特にも歯科診療にあつては、令和3年に本村で唯一の歯科医院が廃業となり、以来、歯科医が無医村となっております。

村長は、令和6年の村長選挙の際に、重点施策四つを掲げ当選をされました。その中の一つ、「福祉の里づくり構想を進め、保健・福祉・医療・介護予防・生活支援の充実に努めてまいります」とあるその中に、「歯科診療体制の誘致」を公約

の一つとして打ち出しておりましたが、歯科診療の誘致の取り組みの状況はどうか、お伺いをいたします。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君） 議員のご質問のとおり、昨年の村長選挙におきまして、四つの重点施策を公約として掲げさせていただきました。その重点施策の一つとして、「福祉の里づくり」構想を進め、保健・福祉・医療・介護予防・生活支援の充実に努めますとうたい、その中の具体的内容の一つとして、歯科診療の誘致・確保に努めることを公約として掲げたところでございます。この公約を踏まえまして、現在までの歯科診療の誘致・確保に向けた取り組み状況について、現時点となりますが、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

歯科診療の誘致・確保の実現に向けて、現在、二つの大きな課題について検討を進めております。まず1点目ですが、歯科医師の確保についてでございます。令和6年11月1日、二戸歯科医師会長との協議を皮切りに、一般財団法人岩手県歯科医師会長と、計3回にわたり協議を重ねてまいりました。その中で、岩手県歯科医師会より、現在の少子化の影響により、歯科医師を目指す学生が少なくなっている中で、歯科医師を確保するためには、歯科医師自らが施設を設置・運営する開業ですね、「開業民営」方式や、あるいは施設は村が設置し、運営は歯科医師が行う「公設民営」の方式。この二つにつきましては、医師に経営能力が求められることから、医師確保がさらに難しくなるというふうなことです。また、医師確保の難しさから、歯科医院の継続性が低いというふうなことがご指摘をいただいたところでございます。併せて、歯科医師や歯科衛生士等のスタッフを村で雇用する国民健康保険診療施設、いわゆる国保診療所であれば、将来にわたって歯科医師の確保の可能性が高くなり、診療所の持続可能性がより高くなるのではないかとこのご助言をいただいております。

この助言をいただきまして、県内の国保診療所を開設している市町村から、診療施設運営に係る資料を収集させていただき、運営経費等について、今現在、検討している段階でございます。

二つ目といたしまして、診療所の開設場所についてでございます。歯科診療所開設後の村民の利用者、特に高齢者の利便性を考慮し、関係機関である岩手県医療局経営管理課と「九戸地域診療センターの空きスペースの利用」について協議するとともに、これと併せて、「新設で診療所を開設する」ということも併せて、2本立てで、今、検討しているところでございます。

今後は、岩手県医療局経営管理課との協議を受けまして、岩手県歯科医師会の協力の下、「新設での開設」と「九戸地域診療センターの空きスペースの利用」の施設整備に係る経費等を比較検討し、利用者にとってより良い開設場所を選定し

てまいりたいというふうに考えているところでございます。

繰り返しとなりますけれども、村といたしましては、今後とも村民の口腔衛生を担っていただける歯科医師の確保を進め、村の医療体制の確保、そして充実強化に向けて鋭意努力してまいりたいということでございます。よろしく願いいたします。

(村長 大久保勝彦君降壇)

○議長(桂川俊明君) 6番、坂本豊彦議員

○6番(坂本豊彦君) 今、国保診療所ということで、鋭意努力されているようですが、内容についてはまだまだこれからだということで、ご理解をしてよろしいでしょうか。

いろいろ受付とか、会計とか、さまざまな細かいと申しますか、体制づくりが必要であると思いますが、村民の、沿った経営なりをしていただきたいと思えます。

それでは続きまして、2点目に入りたいと思えます。県立伊保内高等学校の存続と支援についてということですが、先ほど久保議員にも答弁をなされ、重複される点があると思えますが、よろしく願いをいたします。

本村の高等教育機関である県立伊保内高等学校は、福岡高等学校定時制として開校以来、約75年にわたり、次代を担う人材の育成、地域行事などへの協力と社会貢献を行うとともに、有為な人材を輩出し、村内各地域での活躍はもちろんのこと、全国各地でそれぞれの分野で活躍されていることは、大変、素晴らしいことであり、伊保内高等学校は、重要な役割を果たしてきたものと認識しております。しかしながら、日本国全体の少子化が進み、その影響を受け、県立高校の再編計画が県教育委員会で検討され、過日、「第2回今後の県立高校に関する地域検討会議」が二戸地区でも開催され、管内の市町村長、教育長、商工団体の関係者などが出席して意見交換が行われた旨、新聞紙上で報道されました。

現在、県教育委員会で検討が行われている再編計画(案)の受け止めと、今後の伊保内高校の支援について、村長のお考えをお伺いをいたします。

○議長(桂川俊明君) 村長

(村長 大久保勝彦君登壇)

○村長(大久保勝彦君) 先ほど久保議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、8月5日に公表され、8月22日に県の二戸地区合同庁舎で、「今後の県立高等学校に関する地域検討会」、第2回目でしたが、開催され、私も出席してまいりました。

第3期の県立高等学校再編計画当初案では、令和8年度に岩手県内で4校が1学級減となり、そのうち県北地域におきましては、福岡高校、軽米高校がそれぞれ1学級減の方向が示されております。また、これまでの計画では、望ましい学

校規模を「1学年4から6学級程度」としていたものを、「学校規模の大小に関わらず、各校が特色・魅力ある教育活動を展開することが重要である等として、望ましい学校規模を設定しない」ということになったようでございます。さらに、学級の最低規模については、1学年2学級としていたものの、普通高校の1学級校を、伊保内高校もそのとおりでございますが、「地域校」と位置付け、これまでの計画より表面的には小規模校に対し配慮がなされたものというふうに考えております。

しかしながら「入学志願者が2年連続で20人以下となった場合の募集停止」につきましても、県への市町村要望、あるいはあらゆる機会でも、この項目につきましても、削除をお願いしてまいった経緯もありますけれども、残念ながら第3期県立高等学校再編計画にも盛り込まれることとなりました。

再編計画をどのように受け止めているかのご質問でございますが、これまで再三、県に対して「入学志願者が2年連続で20人以下となった場合の募集停止」要件の撤廃を要望してきたことを踏まえますと、誠に残念であります。また、学校魅力化に向けた「伊高むらおこし会社」の活動や、地域の江刺家神楽を伝承する郷土芸能委員会の活動は村民のみならず、各方面から注目をいただいております。県外募集など小規模校ながら、さまざまな活動において大きな成果を残している点についても、もっとご配慮いただきたかったというふうに考えているところでございます。

また、特にもいわてみらい留学、県外募集に対する支援体制については、これからさらに充実させていかなければならないというふうに考えているところでございます。

今後も引き続き、伊保内高校の取り組みを評価いただくとともに、この地域における、九戸村の地域における学びの機会を保障していただくように引き続き要望してまいるところでございます。

次に、今後の伊保内高校の支援についてでございますが、これも久保議員への答弁と同じになりますが、これまでの通学支援、制服購入費補助、高校活動支援補助金や県外からの伊保内高校への地域みらい留學生の取り組みを継続するとともに、減少傾向にある九戸中学校からの入學生を確保していきたいと考えているところでございます。

伊保内高校が選ばれる学校となるには、学校としてのさらなる魅力アップが必要であり、中学生の意向や高校に求めるニーズに対応できるよう課題解決に向けて問題点を整理しつつ、伊保内高校教育振興会や村民の皆さまからのご理解とご協力をいただきながら、伊保内高校の存続に向けて鋭意取り組んでまいります。以上でございます。

(村長 大久保勝彦君降壇)

○議長（桂川俊明君） 6番、坂本豊彦議員

○6番（坂本豊彦君） 伊保内高校への支援というのを伺いましたが、今までもいろんな面で支援をされております。

教育委員会から資料いただきました。中学生輸送業務委託料、就学補助事業、伊保内高校PR活動事業、県外入学者受け入れ事業、さまざまな支援をしております。これは、村づくり推進課のほうの担当であります。教育委員会では、伊保内高校教育振興事業補助、また学力対策、部活動経費の支給も補助を行うと。また、先ほど村長からもお話があった制服の補助、さまざま総額2,600万ほど、多額になるハード面の支援は、多額の支援をして行われておりますが、先ほど村長もお話ございましたけれども、いろいろな面で、ソフト面と申しますか、地域子ども読書会や、ボランティア活動、各種お祭りへの参加、郷土芸能である江刺家神楽の伝承活動など、地域に密着した活動が特徴的であり、特に高校生が九戸村と共同で設立した「伊高むらづくり会社」は、全国でも珍しい取り組みだと思います。

九戸村の活性化のため、そのような活動をソフト面でも支援するべきだと思いますが、その点、村長の考えをお伺いをいたします。

○議長（桂川俊明君） 村長

○村長（大久保勝彦君） 今、今年が村の70周年ということで、記念誌を作成しております。その中で特集ということで、伊保内高校の生徒さん2名から座談会に参加していただき、いろいろ伊保内高校に対する思い、そしてみらい留学をして来てくれている子どもさんの九戸村に対する思い、いろいろ意見交換を交わす機会をこの前いただきました。本当に子どもたちからも、伊保内高校、小規模校ですが、自信を持って、自分たちが自信を持って、高校生活を充実させているということで、本当に子どもたちから、私どももエネルギーをもらったところでございます。

これから少子化がますます進んで、この県の第3期の再編計画も出ました。今まで以上の取り組みをしていかないと、存続というの、なかなかこれは難しい状況になってくるんだろうと。子どもの、この少子化の進み具合を見ると、というふうに思っているところでございますが、高校は、やはり地域づくりの一丁目一番地、地方創生の最も要になる施策だというふうに思っておりますので、今後とも、村民の皆さまをはじめ、関係者の皆さま方から、地元の高校の必要性をあらためて訴えさせていただきながら、存続に向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（桂川俊明君） 6番、坂本豊彦議員

○6番（坂本豊彦君） ありがとうございます。この前の再編計画では、福岡高校、軽米高校が1学級減ということで、県外留学生受け入れ支援というものがご

ざいます。隣同士で奪い合っている時代ではないと私は思っています。今現在も、東京なり大阪、京都、さまざまな地域から、歴史と自然豊かさを求めている子どもたちが多いわけで、そのPRをひとつ、今後とも続けていただくことをお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

(6番 坂本豊彦君降壇)

- 議長（桂川俊明君） これで6番、坂本豊彦議員の質問を終わります。  
これで日程第1、一般質問を終わります。
- 

◎散会の宣告

- 議長（桂川俊明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
なお、次の会議は、明日9月5日金曜日、午前10時から議案審議を行います。  
本日は、これで散会いたします。ご苦労さまでした。

散会（午後2時35分）